○九州地方整備局告示第二十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年二月二十二日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号

九州地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人大分県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	古野　睦、鈴木壽美男

(2)　変更年月日

平成二十五年二月一日

○九州地方整備局告示第二十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年二月二十二日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号

九州地方整備局長　11

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ＡＣＳ熊本

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	村上　八司、稲沢　良員

(2)　変更年月日

平成二十五年二月一日

○九州地方整備局告示第三十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年二月二十二日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号

九州地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

九州住宅保証株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	小渕　孝、三宮　玲二、長谷　秀一

(2)　変更年月日

平成二十五年二月四日

○九州地方整備局告示第三十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年二月二十二日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号

九州地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	町田　卓

(2)　変更年月日

平成二十五年二月七日

国会事項

衆議院

質問書提出

二月二十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

石油製品の価格上昇対策に関する質問主意書（石川知裕提出）

取調べ可視化基準に関する質問主意書（石川知裕提出）

私立大学等への補助金に関する質問主意書（大熊利昭提出）

参議院

質問主意書転送

二月二十日次の質問主意書を内閣に転送した。

生活扶助基準の見直しに関する質問主意書（福島みずほ提出）（第三〇号）

東海再処理工場、六ヶ所再処理工場の安全規制等に関する質問主意書（川田龍平提出）（第三一号）

政府特別補佐人承認

二月二十日平田議長は、安倍内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百八十三回国会政府特別補佐人として承認した。

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

人事異動

内閣

（警察庁長官官房付）警視長　河野　真

内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部運用情報管理課長）に転任させる

（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部運用情報管理課長）内閣事務官　河野　真

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）に併任する

（資源エネルギー庁長官官房総合政策課長）経済産業事務官　保坂　伸

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房国土強靭化推進室参事官を命ずる

（内閣官房内閣情報調査室内閣情報センター管理部運用）

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）の併任を解除する

（同）同　筋　伊知朗

警察庁に出向させる（以上二月十二日）

（外務省在インド日本国大使館参事官（名称公使）（併）在ブータン日本国大使館）外務事務官　林　肇

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる

内閣官房領土・主権対策企画調整室長を命ずる